

令和元年第2回川本町議会定例会会議録
(最終日) 令和元年6月19日 午前9時30分開議

議 長	定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る14日に開会されました、第2回定例会も本日最終日となりました。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題といたします。 産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。 4番石川産建町民常任委員長。
石川産建町 民常任委員 長	令和元年6月19日。川本町議会 ^{かわもとまち} 議長 飯田 武則殿。 産建町民常任委員会 委員長 石川 達也。 陳情審査結果報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記。1、受理番号、陳情第1号、件名、県道川本大家線の未改良区間の早期改良と嵩上げの陳情。 付託年月日、令和元年6月14日。審査年月日、令和元年6月14日。 審査の結果、採択とすべきもの。
議 長	以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。
々	それでは、「令和元年、陳情第1号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
々	これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

議 長 「陳情第1号、県道川本大家線の未改良区間の早期改良と嵩上げの陳情」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

々 この委員長報告のとおり決定する事に、賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 日程第2「議案第47号、川本町公共交通事業者用バス車庫の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第47号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第47号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々 次に、日程第3「議案第48号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。（⇒質疑は初日に終わっています。）
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。「議案第48号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第48号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々 次に、日程第4「議案第49号、川本町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第49号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第49号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第5「議案第50号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。
「議案第50号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第50号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第6「議案第51号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第51号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第51号」は原案のとおり「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第7「議案第52号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

議 長 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
 「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。

 よって「議案第52号」は原案のとおり「決定」いたしました。

 次に、日程第8「議案第53号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別
 会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。

 これより討論を行います。討論はありませんか。
 1番山口議員。反対討論ですか、賛成討論ですか。
 （「反対討論」の声）
 反対討論、はい、どうぞ。

1番 議案第53号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
山口議員 1号⇒省略している）に対し、反対討論を行います。
 「高すぎる国保税は生活を圧迫している」というのが町民の切実な声です。
 本町の国保税は、昨年度、16年ぶりに引き下げが実現し、1世帯当たり約
 1万円の負担軽減となりました。しかし、今年度は「昨年度の引き下げのま
 ま据え置く」内容となっており、依然として高すぎる国保税の水準が続くこ
 とになることからさらなる国保税の引き下げを求めます。
 今年度据え置きとなると、高すぎる国保税の実態は改善されず、所得に占
 める国保税の割合は、一人当たり13.4%と高率の水準となります。
 本町における国保税の滞納世帯の割合は、5.9%、滞納額906万円であ
 り、払いたくても払えない高すぎる国保税となっているのが実態です。
 一人当たりの所得に占める国保税の割合を全国平均の約10%にするため
 に必要となる本町における財源は約1,300万円と試算され、基金保有金
 額4,600万円の一部を取り崩せば、国保税を引き下げことは十分に可
 能です。そもそも、本町の基金保有金額は、近隣自治体と比較しても大変大
 きな金額です。「国保の財政運営が県に移行したら、高額な国保税になるか
 ら段階的に値上げをして備えよう」ということにより、ここ数年間の連続し
 た値上げで保有されているものであり、本来、国保の納税者に還元されるべ
 きものと考えます。また、国保税にだけあるしくみとして、人頭税に値する
 「均等割」があります。人頭税は古代から近世に行われ、担税能力の差に関
 係なく、各個人に対して一律に同額を課すことから悪税の代表例と言われて
 います。子どもが多い世帯ほど国保税が高くなり、0歳児にもかかる国保税
 の「均等割」を廃止すれば、高すぎる国保税を引き下げられるだけでなく、
 子育て支援にもつながります。国保制度について、昨年度から本町の予算概
 要の説明冊子「あなたのためのまちの予算」に、「国保は社会保障制度」で
 あることが明記されました。国保制度は、単なる助け合いの仕組みではなく、

1 番
山口議員 町民のいのちと健康を守るためのものであり、国民皆保険の最後の砦とも言える制度です。町民の「国保税の負担を軽減してほしい」の願いに答えて、さらに国保税の引き下げに踏み切るべきです。「国保税を引き下げて欲しい」、この町民の声に真摯に向き合う町政が求められているのではないのでしょうか。国保税の引き下げの財源は、債権保全の徹底などで無駄な財政支出をなくし、近隣自治体と比較しても高額な保有基金の取り崩し、国庫支援金の活用、一般会計からの繰り入れなどで十分、対応可能です。町民に重い負担を強いる国保税のさらなる引き下げを求め、私の討論を終わります。

議 長 　　ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方はありますか。
はい、4 番石川議員。

4 番
石川議員 　　議案第 5 3 号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。これはですね、職員給与の組み替えというふうに理解をしております。よって当然その職員の給与手当等の組み替えでございますので、賛成討論と致します。

議 長 　　他に討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 　　これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第 5 3 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
賛成「多数」であります。

々 　　よって「議案第 5 3 号」は原案のとおり「決定」いたしました。

々 　　次に、日程第 9 「議案第 5 4 号、工事請負契約の締結について」の件を議題と致します。

々 　　これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 　　これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第 5 4 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 　　よって「議案第 5 4 号」は原案のとおり「決定」いたしました。

議 長 次に、日程第10「議案第55号、工事請負変更契約の締結について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第55号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第55号」は原案のとおり「決定」いたしました。

々 次に、日程第11「議案第56号、財産の取得について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第56号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第56号」は原案のとおり「決定」いたしました。

々 次に、日程第12「議案第57号、工事請負契約の締結について」の件を議題と致します。

々 執行部から「議案第57号」について説明を求めます。
番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本まちづくり推進課長 それでは「議案第57号、工事請負契約の締結について」を説明いたします。本議案は、令和元年6月10日、一般競争入札に付した地方創生拠点整備交付金事業、川本町まちごと魅力化センター（仮称）建設工事について。請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、地方創生拠点整備交付金事業、川本町まちごと魅力化センター（仮称）建設工事。

番外杉本まちづくり推進課長	<p>契約の方法、一般競争入札。</p> <p>契約の金額、608,300,000円。</p> <p>契約の相手方、島根県江津市桜江町川戸472番地1。今井産業・江ノ川開発特別共同企業体。代表者、今井産業株式会社 代表取締役 今井久師^{いまいひさし}氏でございます。</p> <p>なお、工期につきましては、着工日が契約日が成立した日の翌日。完成日が、令和2年3月31日でございます。</p> <p>以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、「議案第57号、工事請負契約の締結について」、これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。「議案第57号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。</p> <p>挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって「議案第57号」は原案のとおり「決定」いたしました。</p>
々	<p>それでは次に、日程第13「発議第1号、国民健康保険財政の基盤の強化と負担の公平のために、公費1兆円の投入を求める意見書について」を、議第と致します。</p>
々	<p>提出者から、提出理由の説明を求めます。1番山口議員。</p>
1番山口議員	<p>国民健康保険財政の基盤の強化と負担の公平のために、公費1兆円の投入を求める意見書(案)の提案理由を説明いたします。</p> <p>その前に、意見書(案)の2箇所訂正をいただきたいと思いますが、意見書(案)の上から5行目「保険税」としてありますが、言葉として「国保税」という事で統一したいと思いますが、「保険税」を「国保税」という事をお願いしたいと思います。それから一番最後の行で「公費を投入することを強く求めている」としてありますが、「強く求めます」という事で、ご訂正をお願いいたします。</p> <p>提案理由の説明をさせていただきます。</p>

1 番
山口議員

「高すぎる国保税は生活を圧迫している」、「国保税を引き下げて、負担を軽減してほしい」というのが町民の切実な声です。

本町の国保税は、昨年度、16年ぶりに引き下げが実現し、1世帯当たり約1万円の負担軽減となりましたが、今年度は据え置きとなっています。そのために、依然として高すぎる国保税の実態は改善されず、本町の、所得に占める国保税の割合は、一人当たり13.4%と高率の水準となっています。国保制度の構造的危機が問題となっています。

そもそも、国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあります。ここ30年間、1984年度から2014年度までの間に、全国の市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から24%と半減をしています。

また、国保加入者の構成も、かつては、7割が「農林水産業」と「自営業」でしたが、今では43%が「年金者を含む無職者」、34%が非正規雇用などの「被用者」で、あわせて8割近くになっており、この25年間に、全国の1人当たりの国保税は6.5万円から9.4万円に引き上がる一方、国保加入世帯の平均所得は、この25年間に276万円から138万円へと半減をしています。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度と比べて著しく不公平で、庶民にたいへん重い負担を強いる制度になっています。国保加入者の国保税は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。

高すぎる国保税の解決は、住民の健康と暮らしを守るうえでも、国民健康保険制度の持続性を維持するうえでも、社会の公平・公正という面からも避けて通れない課題となっています。高すぎる国保税を引き下げ、国保の構造的問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。

国保の構造的問題は、国保の財政運営が都道府県単位になっても何ら解決できないものであり、国民健康保険制度の危機の打開には、国が抜本的な財政措置を講じるしかありません。

したがって、国及び政府においては、国保税の負担軽減のため、1億円規模の公費を投入することを強く求めます。

以上で、国民健康保険財政の基盤の強化と負担の公平のために公費1兆円の投入を求める意見書（案）の提案理由の説明を終わります。

以上です。

々

続きまして、国民健康保険財政の基盤の強化と負担の公平のために、公費1兆円の投入を求める意見書（案）を読み上げます。

高すぎる国保税の負担を軽減してほしいというのが町民の切実な声である。高すぎる国保税は、町民の暮らしを苦しめているだけでなく国民健康保険制度の根幹を揺るがしてる。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの

1 番
山口議員

地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より国保税が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。

日本医師会などの医療関係者も国民皆保険制度を守るために、低所得者の国保税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めている。

高すぎる国保税を引き下げ、国保の構造的問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担にすることを政府に求めている。国保の構造的問題は、国保の財政運営が都道府県単位になっても何ら解決できないものであり、国民健康保険制度の危機の打開には、国が抜本的な財政措置を講じるしかない。

したがって、国及び政府においては、国保税の負担軽減のため、1兆円規模の公費を投入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
令和元年6月19日。島根県川本町議会。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。(⇒終結してしいない)

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「・・・・」)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々

「発議第1号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
可否「同数」であります。

々

それでは、「議長裁決」を行います。
私は、これを「否決」を致します。

々

よって、「発議第1号」は、「否決」されました。

々

それでは、日程第14「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件

議 長

を議題と致します。

々

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致します。

々

次に、日程第15「議員派遣の件について」の件を議題と致します。お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致します。

々

日程第16「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

令和元年第2回町議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、去る6月14日から本日までの間、終始、熱心にご審議いただき、上程いたしました議案、全て原案どおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。また一般質問や全員協議会等で賜りましたご意見につきましては、更に検討を加え適正な対応を執ると共に、今後の町政執行に活かして参りたいと考えておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。先週の日曜日には関西川本会がございまして、川本神楽団の上演が大好評でございました。4月には東京川本会がございまして、両会場とも出席者から、ふるさと川本のために何かお役に立ちたいという意見をたくさんいただきました。たいへんありがたい事とございまして、これからは川本町との絆を一層強め、力になっていただきたいと思います。また、株式会社三協の「ほたる祭り」が静岡県の本店(⇒本社)であり、川本の特産品の販売等を行い、三協を通じて富士市の皆さんとの交流を深めたところがございます。今月は、まちづくり意見交換会がございまして、いろいろな意見が出るとは思いますが、それぞれの地区で困った問題を抱えながら町民の皆さんが一生懸命に取り組んでおられる事を感じるとる事が大切でございまして、この意見交換会にはそのような考え方で望んで参ります。そろそろ梅雨に入って参ります。昨夜は、山形県で大きな地震が発生しましたが、災害には冷静にスピーディーに対応出来るよう万全な体制を整えて参ります。

最後に、これから夏に向かって様々な事業等を展開して参ります。議員各位におかれましては、体調管理にはくれぐれもご留意いただき、今後の町政の発展のために、更なる活躍とご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

番外	ました。
三宅町長	
議長	以上で、「町長あいさつ」を終わります。
々	以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。 長時間にわたり慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
々	これをもって、令和元年第2回川本町議会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (午前10時04分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員